

# 第1 市 民 生 活

- 1 戸籍・住民登録
- 2 住居表示
- 3 生活安全
- 4 消費生活
- 5 計量
- 6 国保・年金

# 1 戸籍・住民登録

## (1) 概 要

昭和58年度から3ヵ年計画で進めてきた支所統廃合事業は、28支所中25支所を6事務所に統合、残る3支所を本庁に編入し、計画どおり昭和60年度末をもって完了した。

これにより、昭和61年4月から本庁と6事務所を結んだ住民情報オンラインシステムと本庁を含む6事務所が相互に送受信が可能なファクシミリシステムを導入し、所管区域内に縛られることなく、どこでも、どの窓口でも証明書等の交付並びに届出ができるよう窓口業務の効率化、スピード化を推進し利便性を図っている。

なお、平成18年1月の柳津町との合併により設置した柳津地域振興事務所を地域自治区設置期限の平成28年3月末に廃止し、これに替わり、今後の都市内分権を見据えた地域事務所のモデルとして新たに設置した「柳津地域事務所」を加え、平成28年4月より7事務所体制となっている。

(ア) 近年の情報化社会と行政事務に対応するため、住民基本台帳事務については昭和48年度から、戸籍事務については平成11年度からコンピュータによる管理システムを導入した。

平成24年5月7日からは、岐阜市情報システム最適化基本計画に基づき住民情報系システムの再構築を行い、総合行政情報システム（住民記録等）と戸籍情報システムを更新した。

(イ) 窓口取扱時間内に各種証明書の交付を受けることが困難な住民のために、土曜日、日曜日、祝日及び平日の時間外においても証明書発行ができる住民票等自動交付機を、平成8年12月から平成21年10月までに本庁舎、JR岐阜駅構内の岐阜市ステーションプラザ、北部事務所、柳津地域振興事務所、東部事務所、南部西事務所、マーサ21ショッピングセンター及び南部東事務所の計8ヶ所に設置し、運用している。

## (2) 各種事務登録数

(各年3月31日現在)

区分		平成28年	平成29年	平成30年
戸籍	本籍数	169, 404	169, 331	169, 332
	本籍人口	411, 071	409, 913	408, 378
住民登録	世帯数	175, 371	177, 102	178, 392
	人口	412, 589	412, 254	410, 297
(外国人)	世帯数	(4, 785)	(5, 123)	(5, 213)
	人口	(8, 512)	(8, 894)	(9, 021)
印鑑登録数		265, 316	265, 208	264, 940

※平成25年分から、住民登録に外国人を含む

平成28年1月、マイナンバーカードの交付開始に伴い、このカードの独自利用として、コンビニエンスストアで各種証明を受け取れるように条例、システム等を整備し、平成28年4月から「コンビニ交付」のサービスを開始することとした。

これに伴い、自動交付機の運用は、本庁舎、北部事務所を除き、平成28年3月31日をもって廃止した。

(ウ) 生活圏、経済圏の広域化に伴い、新たな住民ニーズに対応した行政サービスの一環として平成10年4月から岐阜市または笠松町に居住する住民に対してファクシミリを利用した住民票等諸証明の相互発行を実施し、さらに平成12年7月から43市町村に拡大した後、市町村合併により21市町との間でサービスを行っている。

(エ) 住民基本台帳の全国ネットワークシステムが平成14年8月から一部稼働し、平成15年8月からは、住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付及び転出転入の特例事務を新たに開始した。また、平成16年1月から住民基本台帳カードを利用した公的個人認証サービスが開始され、インターネット等による手続等の本人確認手段である電子証明書を交付するサービスを行った。

このサービスは、平成28年1月マイナンバーカードの交付開始に伴い、マイナンバーカードへと移行している。

(オ) 県が行っている旅券事務の権限の一部が移譲されたことにより、平成23年10月3日から一般旅券（パスポート）の発給事務を開始した。

(カ) 住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から中長期在留者等の外国人住民にも、日本人と同様に住民票が作成されることになった。

(キ) 平成25年9月2日から、住民票の写し等の不正請求や、個人の権利侵害の防止を図るため、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者等に交付した場合、事前に登録した市民に対し、交付した事実を本人に通知する本人通知制度を開始した。

(3) 各種事務取扱件数 (平成29年度)

区分	件 数	区分	件 数
戸籍関係受付	18,868	謄抄本・写し交付	351,206 (5,169)
住民登録関係受付	108,713	簿書閲覧	11,292
印鑑登録関係受付	15,923	年金現況証明	64
中長期在留者住居地届出等事務関係受付	4,801	税関係証明	70,284 (1,133)
埋火葬許可	4,668	相互発行岐阜市受付	9,488
各種証明書交付	146,105 (509)	相互発行他市町受付分(計)	(6,811)
マイナンバーカード交付	7,034		

※( )は相互発行にて他市町で受付した岐阜市分

(4) 事務所

名 称	所 在 地	開 所 年 月 日
西部事務所	岐阜市下鵜飼1丁目88番地3	昭和59年 4月 2日
東部事務所	岐阜市芥見4丁目64番地	昭和60年 1月 4日
北部事務所	岐阜市福光東2丁目6番13号	昭和60年 4月 1日
南部東事務所	岐阜市加納城南通1丁目20番地	昭和60年 4月 1日
南部西事務所	岐阜市市橋2丁目8番18号	昭和61年 1月 4日
日光事務所	岐阜市日光町9丁目1番地3	昭和61年 3月 24日
柳津地域事務所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地	平成18年 1月 1日(合併による) 「柳津地域振興事務所」と称する 平成28年4月1日(合併特例の終焉) 「柳津地域事務所」と称する

(5) 人口動態 (平成29年)

(単位:人)

区分	社会動態								
	社会増加数	転入				転出			
		県外	県内	その他	計	県外	県内	その他	計
合計	△75	9,350	5,477	406	15,233	9,016	5,310	982	15,308

(単位:人)

(単位:件)

区分	自然動態			住民登録人口 差引増減	婚姻・離婚・届出事件数				
	自然増加数	出生	死亡		本籍人届出		非本籍人 届出	合計	
					受理	送付			
合計	△1,501	2,974	4,475	19	△1,557	1,614 587	2,251 342	297 73	4,162 1,002

※外国人を含む

※上段は婚姻、下段は離婚

## 2 住居表示

(1) 概要

住居表示とは、町名、街区符号および住居番号により、住所を分かりやすく表示する事業である。本市には、現在2,200の町・字があり、市民の理解と協力のもと、昭和48年度より随時住居表示を

実施してきている。市街地の部分だけでなく、新興住宅地や、団地についても整備を進めている。当初の事業計画は次のとおり。

住居表示を実施すべき区域	67.505 km <sup>2</sup>
〃	人口 325,674人
〃	世帯 90,856世帯

(2) 実施状況

地 区 名	実施年月日	面積(km <sup>2</sup> )	人 口	世 帯	新町数
芥 見 ・ 北 山	昭49. 3. 1	0.285	1,345	387	3
長 良 福 光	49. 7. 10	1.180	6,600	1,850	11
長 森 北 一 色	50. 6. 10	1.700	6,300	1,750	10
三 田 洞 団 地	51. 3. 1	1.080	5,033	1,525	5
長 森 本 町	52. 1. 1	0.388	2,320	700	2
長 森 前 一 色	52. 1. 1	0.586	1,150	350	4
岩 崎	52. 11. 10	1.260	1,700	523	3
三 里 里	53. 3. 1	1.740	6,760	2,048	18
三 里 (宇佐)	53. 9. 1	1.010	2,625	902	9
長 森 野 一 色	54. 3. 1	1.160	6,000	2,200	8
長 森 北 (東部)	56. 3. 2	1.795	4,190	1,580	13
芥 見 南 山 ・ 大 洞	58. 3. 1	3.590	4,298	1,194	12
長 森 蔵 前 ・ 高 田	59. 3. 1	1.530	4,645	1,161	13
長 森 芦 島 ・ 東 中 島 ・ 手 力	59. 11. 1	0.900	2,984	746	9
長 森 切 通	60. 7. 1	0.870	3,057	923	8
上 土 居	61. 2. 1	0.430	555	200	4
則 武 (西)	62. 3. 2	0.420	699	233	2
長 森 細 烟	63. 10. 1	0.560	1,849	793	6
則 武 (中)	平元. 3. 1	0.530	2,682	1,049	4
諏 訪 山	2. 2. 1	1.680	2,911	900	5
市 橋 (中)	3. 2. 20	1.380	4,665	1,520	14
市 橋 (西)	4. 2. 20	1.670	2,532	844	7
日 野 (南)	4. 10. 1	1.550	1,329	443	9
市 橋 (南)	5. 3. 1	1.530	4,080	1,360	11
島	6. 2. 28	3.310	11,131	3,786	52
日 野 (東)	7. 3. 6	1.430	4,815	1,605	8
日 野 (北)	8. 2. 13	1.480	1,506	502	7
日 野 (西)	8. 11. 18	0.510	660	220	4
市 橋 (北)	10. 2. 9	0.900	6,573	2,191	7
岩 田 坂	11. 2. 8	1.120	2,541	847	4
天 池	12. 2. 28	0.210	1,191	397	2
正 木 北	13. 2. 19	0.150	546	182	2
藍 川 西	14. 2. 25	0.560	2,949	983	5
藍 川 南	14. 12. 2	0.320	2,718	906	3
華 陽 東	16. 2. 16	0.260	3,957	1,319	4
藍 川 東	17. 5. 16	1.230	2,714	1,224	8
鏡 島 南	18. 2. 20	0.880	4,254	2,028	8
正 木 中	18. 12. 11	0.270	561	471	4
鷺 山 東	19. 12. 10	0.190	2,064	688	2
鏡 島 西	21. 2. 2	0.310	2,451	938	3
正 木 西 部	22. 12. 6	0.202	643	240	3
鷺 山 ・ 下 土 居	24. 2. 6	0.380	949	364	4
則 武 新 田	26. 2. 17	0.405	2,059	773	4
鏡 島 中	27. 2. 2	0.273	2,261	782	2
合 計		43.214	136,852	45,627	326

### (3) 住居表示の実施と地番整理

住居表示実施の際、複数の町・字の一部から新町を新設する場合など、地番の重複が生じる可能性がある。本市ではこのような事態を避けるために、法務局の協力を得て、地番の整理をしている。

### (4) 住民の協力

住居表示整備事業は、住民の理解、協力が不可欠で、自治会組織を通じて説明会を開催し、パンフレットを配布するなど周知徹底し、住居表示審議会での諮詢・答申、市議会の議決を経て実施している。

## 3 生 活 安 全

### (1) 防 犯

#### ア 概 要

平成11年4月1日施行の「岐阜市くらしの安全条例」に基づき、みんなが安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するため、「岐阜市くらしの安全推進協議会」を設置し、安全なまちづくりを推進するための施策等に関し協議を行っている。また、平成24年4月1日施行の「岐阜市暴力団排除条例」に基づき、「岐阜市暴力追放推進協議会」を設置し、暴力団排除の施策等について協議を行うほか、防犯カメラ設置等暴力団排除のための各種事業を実施している。さらには、市民、事業者、市の相互の役割分担と協力により、広報・啓発事業、安全教育事業などを実施している。

#### イ 事 業 内 容

##### (ア) 岐阜市くらしの安全推進協議会

各種市民団体の活動と連携を図るとともに市民、事業者の意見を市施策に反映し、広く協議する場として、市民団体、学識経験者、関係行政機関等14人の委員で構成し、安全なまちづくりを推進するための施策等を協議している。

##### (イ) 岐阜市暴力追放推進協議会

17人の委員で構成し、暴力団の排除を推進するための施策等を協議している。

##### (ウ) くらしの安全モニター

凶悪犯罪や交通死亡事故が多発する夜間から早朝にかけて事業活動を行う民間事業所の協力を得て、犯罪、事故などを発見した場合の警察、消防等関係機関への早期通報制度として平成12年度からスタートした。協力事業所には「くらしの安全だより」を配付し、安全情報を提供している。

##### (エ) 広報・啓発事業

啓発用パンフレットの作成や、岐阜市役所ホ

ームページでの安全情報の提供などを実施している。

### (オ) みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト

『地域の安全は地域の手で守る』意識の高まりにより、市民と行政の協働により安全なまちづくりを進める必要性が生じてきた。そのため、防犯灯、防犯カメラの設置補助や危険箇所・パリアフリー化すべき箇所の点検整備、青色回転灯や防犯活動に使用するユニフォーム等の支給、暴力団排除活動の支援、防犯ボランティアリーダーの育成など7種類の事業を実施している。

### (2) 交 通 安 全

#### ア 概 要

岐阜市における平成29年の交通事故の状況は人身事故件数1,401件、死者数14人、負傷者数1,774人で、平成28年と比較すると死者数2人減、事故件数303件減、負傷者数45人減となった。

最近の交通事故では、高齢者や自転車・歩行者等の交通弱者が被害に遭うケースが多い傾向にあることから、これらの人々を交通事故から守るために、交通安全協会、交通安全女性、幼児交通安全クラブ等の協力を得て、市民の交通安全意識の高揚に努めている。

#### イ 交 通 安 全 活 動

##### (ア) 交 通 指 導 員

幼児の交通事故防止を図るため昭和49年10月から幼稚園、保育園（所）等を対象に、DVDや模擬信号機等を用いた実地指導を行っている。また、高齢者等が交通事故に遭わないよう、寸劇を通して交通ルール、交通マナーを分かり易く指導する出前講座を随時実施している。

##### (イ) 幼 児 交 通 安 全 ク ラ ブ

幼児を交通事故から守るため、各幼稚園、保育園（所）に幼児交通安全クラブ（愛称：ぞうさんクラブ）が結成されている。幼児と保護者が一緒に交通ルールを理解し、安全に行動できるよう啓発教育をしている。現在85クラブが活動している。

##### (ウ) 交 通 安 全 女 性

地域社会における交通事故防止の一環として、「愛のひと声」運動を推進するため、昭和43年7月1日に発足した。平成30年4月1日現在、511人が、地域に根ざした交通安全活動を行っている。

交通事故防止のため、日常生活の中で高齢者、子ども等への「愛のひと声」の呼びかけ活動や街頭啓発、高齢者世帯訪問等の活動を行っている。

#### (エ) 安全教育事業

小・中・高校生を対象に交通安全の作品募集を行い、作品づくりに取り組むことによって子どもたちの安全意識の高揚を図るとともに、優秀作品を市民啓発に活用している。

## 4 消費生活

### (1) 概要

消費者に関する情報の収集及び提供を行い、市民の消費生活の安定及び向上を図るために消費生活センターを設置している。

名 称	岐阜市消費生活センター
所 在 地	岐阜市橋本町1丁目10番地23
開 館 日	昭和63年12月1日 (平成14年1月26日移転)
延床面積	161.90m <sup>2</sup>
施設概要	事務室(消費生活相談コーナーを含む)、展示コーナー
相談時間	月～土曜日 午前9時～午後7時 (ただし月、土曜日は、午後5時まで) ※毎月、最終火曜日(祝日の場合は翌日)は電話相談のみ 日曜日、祝日、年末年始は休館

### (2) 事業内容

#### ア 消費生活相談

専門の嘱託員6人を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言を行なう。

(相談件数の推移)

平成27年度	3,403件
平成28年度	3,300件
平成29年度	3,632件

#### イ 消費者啓発・指導

消費生活に必要な知識を学び、自らが主体的に行動できる「かしこい消費者」になることができるよう、消費者講演会、生活知識講座、消費生活展等の開催をはじめ、啓発冊子やパンフレットの配付、ラジオ放送を活用した啓発を行っている。

また、悪質トラブルの未然防止のため、寸劇・手品・落語・腹話術・紙芝居を取り入れた「出前講座」を実施している。

#### ウ 消費生活モニター

市民の中から約20名を募集し、毎月、消費生活に関するモニタリング調査を行うことにより、悪質販売などの実態把握をするとともに、地域における啓発活動のリーダーを育成することを目的

として、昭和45年度から『岐阜市消費生活モニター』制度を設けている。

#### エ 消費者団体の育成

消費生活に関するリーダーを育成するため、市内の消費者団体を支援するとともに、消費生活に関する諸問題について意見交換を行うため消費者団体による消費者情報連絡会を開催している。

#### オ 消費者教育

自ら考え、自ら行動する自立した消費者(かしこい消費者)の育成と、社会の発展に積極的に関与できる消費者(消費者市民社会の一員)の育成をめざし、多様な主体の連携による消費者教育を総合かつ一体的に推進するための基本方針と計画実現のため、平成27年度に、「岐阜市消費者教育推進計画」を策定した。

#### カ 物資・物価対策事業

市民への情報提供として、消費者物価指数等の情報を展示コーナーで公表している。

## 5 計量

### (1) 概要

本市(の計量)は、昭和32年5月に計量法第10条第2項に基づき指定された特定市であり、適正な計量を確保し、消費者保護の立場から市民に密着した諸事業を実施している。

### (2) 事業内容

#### ア 定期検査

適正な計量を確保するため、取引、証明に使用するばかりについて、定期検査を行っている。

実施方法は、集合検査、所在場所検査で行い、岐阜市内を2分割して、2年に1回実施している。

#### イ 立入検査

商取引における適正計量を一層推し進め、消費者保護を図るため、商品量目及び計量器の立入検査を行っている。

#### ウ 指定・届出受理・指導

平成18年度より県からの権限委譲により、適正計量管理事業所の指定及び、特定計量器の販売事業者の届出受理を行っている。

また、適正な計量管理等の指導をあわせて行っている。

#### エ 啓発・普及

一般家庭で使用されている体温計、ヘルスメーター、ベビースケール及びキッチンスケール等の無料精度確認や、計量記念日にあわせて街頭啓発活動、消費生活モニターによる商品量目試買検査等の実施を通して市民の計量意識の啓発・普及を行っている。

### (3) 検査実績

#### ア 定期検査

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
検査戸数	397	628	396
検査器数	1,979	2,199	1,942

#### イ 計量器立入検査

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
検査戸数	15	6	2
検査器数	100	70	3

#### ウ 量目立入検査

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
検査戸数	25	10	10
検査個数	3,789	1,085	968

#### エ 家庭用計量器無料検査

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受検器数	1,308	1,030	845

#### ・高額療養費

##### 70歳未満 (A)

世帯の所得要件	自己負担額
基礎控除後の総所得が901万円を超える(ア)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当 : 140,100円)
基礎控除後の総所得が600万円超~901万円以下(イ)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当 : 93,000円)
基礎控除後の総所得が210万円超~600万円以下(ウ)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 : 44,400円)
基礎控除後の総所得が210万円以下(エ)	57,600円 (多数該当 : 44,400円)
住民税非課税(オ)	35,400円 (多数該当 : 24,600円)

##### 70歳以上 (70~74歳)

区分	自己負担額	
	個人(外来のみ)(B)	世帯(入院を含む)(C)
一定以上所得者	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 : 44,400円)
一般	14,000円	57,600円 (多数該当 : 44,400円)
住民税非課税II	8,000円	24,600円
住民税非課税I		15,000円

#### 世帯合算自己負担額 (①から③の順に算定)

① 70歳以上の外来の自己負担額を個人単位で合算し、(B)により算定

② 70歳以上の自己負担額を合算し、(C)により算定

③ 70歳以上すべての自己負担額と70歳未満の21,000円以上の自己負担額を合算し、(A)により算定

特定疾病自己負担額 10,000円

(人工透析が必要な上位所得世帯の70歳未満の人は、20,000円)

## 6 国保・年金

### (1) 国民健康保険

#### ア 概要

##### (ア) 事業開始年月日

昭和34年10月1日

##### (イ) 保険給付

###### ・法定給付

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前 2割

6歳に達する日以後の最初の3月31日 3割  
以後70歳未満

70歳以上

現役並み所得者 3割

一般 2割

※平成26年3月31日以前に70歳到達者 1割

・入院時食事療養費  
自己負担額

住民税課税世帯		460円／食
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円／食
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円／食
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない70歳～74歳の人		100円／食

・その他

出産育児一時金  
404,000円  
(産科医療補償制度に加入する医療機関での出産の場合)  
420,000円  
葬祭費  
50,000円

・入院時生活療養費  
自己負担額

(療養病床に入院する65歳以上の人)

	1食当たりの食費(円)	1日当たりの居住費(円)
住民税課税世帯	460※	370
住民税非課税世帯	210	370
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない70歳～74歳の人	130	370

※保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合もあります。

（ウ）特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から、各医療保険者に対し、40歳から74歳の加入者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務づけられた。

・特定健康診査 (平成30年3月31日現在)

実施時期	平成29年6月～10月	
実施機関	委託医療機関240機関	
実施形態	個別健診	
対象者数(人)	66,307	
受診者数(人)	22,737	
受診率(%)	34.3	

・特定保健指導 (平成30年3月31日現在)

実施時期	平成29年9月～翌年8月	
実施機関	健康部（中・北・南市民健康センター）、国保・年金課	
実施形態	集団支援・個別支援	
対象者数(人)	動機づけ支援	2,056
	積極的支援	631
	合計	2,687
利用者数(人)	動機づけ支援	296
	積極的支援	61
	合計	357
利用率(%)	13.3	

イ 被保険者数及び世帯数

(平成30年3月31日現在)

総人口	被保険者数	加入割合(%)
410,297	95,802	23.35
総世帯数	国保世帯数	加入割合(%)
178,392	58,783	32.95

ウ 保険料賦課割合及び料率

区分	年度	賦課割合(%)		
		所得割	均等割	平等割
医療給付費分	平成29	50	30	20
	平成30	50	30	20
後期高齢者支援金分	平成29	50	30	20
	平成30	50	30	20
介護納付金分	平成29	50	30	20
	平成30	50	30	20
区分	年度	料率		
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
医療給付費分	平成29	8.71	24,960	29,160
	平成30	8.98	25,560	29,280
後期高齢者支援金分	平成29	2.62	7,560	8,640
	平成30	2.71	7,920	9,000
介護納付金分	平成29	1.59	7,320	5,880
	平成30	1.66	7,560	6,120

## 工 保険料賦課状況（遡及賦課分除く）

(平成29年度実績、30年度予算)

区分	年度	1世帯当たり調定額(円)			被保険者一人当たり調定額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	平均世帯数
		最高	最低	平均					
医療給付費分	平成29	540,000	54,120	116,889	71,121	7,029,140,029	6,334,532,136	90.12%	60,135 98,834
	平成30	580,000	54,840	126,208	73,810	7,395,789,000	6,663,000,000	90.09%	58,600 100,200
後期高齢者支援金分	平成29	190,000	16,200	35,873	21,827	2,157,238,610	1,946,063,133	90.21%	60,135 98,834
	平成30	190,000	16,920	36,781	21,511	2,155,367,000	1,942,500,000	90.12%	58,600 100,200
介護納付金分	平成29	160,000	13,200	25,700	21,241	686,299,578	604,090,695	88.02%	26,704 32,310
	平成30	160,000	13,680	29,967	24,536	758,166,000	682,600,000	90.03%	25,300 30,900

## 才 保険給付（指定公費を除く）

(平成29年度実績、30年度予算)

区分	年度	件 数	費用額(円)	保険者負担額(円)	1件当たり費用額(円)	被保険者数	被保険者1人当たり費用額(円)	被保険者1人当たり受診件数
療 養	平成29	1,765,148	36,978,131,914	26,974,932,073	20,949	98,834	374,144	17.86
	平成30	1,792,800	39,830,949,000	28,360,800,000	22,217	103,500	384,840	17.32

(平成29年度実績、30年度予算)

区分	年度	件 数	支 給 額(円)	1件当たり支給額(円)	被保険者数	被保険者1人当たり給付額(円)
高額療養費	平成29	66,508	3,719,926,309	55,932	98,834	37,638
	平成30	65,610	4,381,500,000	66,781	103,500	42,333
出産育児一時金	平成29	331	138,050,255	417,070	98,834	1,397
	平成30	417	174,140,000	417,602	103,500	1,683
葬 祭 費	平成29	579	28,950,000	50,000	98,834	293
	平成30	610	30,500,000	50,000	103,500	295
移 送 費	平成29	2	94,200	47,100	98,834	1
	平成30	3	100,000	33,333	103,500	1

## カ 納付方法の状況

(平成30年3月31日現在)

区分	世 帯 数	割 合 (%)
特別徴収	4,444	7.39%
口座振替	31,807	52.89%
自主納付	23,887	39.72%
合 計	60,138	100.00%

## キ 財政状況

区分	歳 入(円)	歳 出(円)	一般会計繰入金(円)
平成29年度決算額	52,510,165,022	51,164,396,805	3,737,910,316
平成30年度予算額	47,297,700,000	47,297,700,000	3,927,551,000

(2) 国民年金

被保険者状況

(平成30年3月31日現在)

第 1 号		第 3 号	被保険者 総 数	付加年金 加 入	免 除	不在者
強 制	任 意					
50,652	665	29,832	81,149	2,308	20,557	653